重要

建設工事等における入札延期手続きについて

平成31年2月6日 総務部 財政課

須坂市が発注した建設工事等の入札において、近年、入札公告後に入札参加者からの質問等によって、積算誤りといった設計図書等の不備が判明し、入札が中止となる事案が生じ、 事業者への不要な負担と事業執行の遅延等、多大な影響を与えています。

このため、設計内容の軽微な変更で、かつ入札の公平性に支障がないと判断されるものについては、入札を中止せずに設計内容を変更し、入札参加者に当該変更を通知することにより、入札を続行することができる取扱いに変更することとします。

また、併せて入札に関する設計図書等の優先順位を定めることにより設計図書等間で相違があった場合の取扱いを明確にします。

1 適用

(1) 適用公告案件 平成31年4月1日以降の公告案件より適用

(2) 適用する範囲 市が発注する建設工事等

(3) 適用となる契約方法 競争入札(総合評価落札方式を除く)

2 入札の延期ができる場合

入札を続行することができるのは、設計内容の変更が入札の公平性を害さない程度に 軽微なものであると認められる場合で、以下の項目をすべて満たすものに限ります。こ れに当たらない変更が生じた場合は入札を中止します。

- ① 質疑回答期間中に判明したもの
- ② 設計額が変わることにより、契約の方法及び入札参加資格要件等に変更が生じないもの。
- ③ 内容変更が軽微かつ容易なもので、入札参加者にとって公開単価を除く新たな見積 が必要でないもの
- ④ 事業内容の主要部分や工期等に大幅な変更が生じないもの
- ⑤ 当初設計額の10%程度以内の変更に収まるもの
- ⑥ 回答期限日の午後3時までに、変更された設計図書等がホームページへ掲載できるもの

3 入札公告期間の延長方法

変更設計図書等及び変更箇所一覧表のホームページ掲載は、最終回答期限日の午後3時までにホームページにアップします。

公告期間(入札日)については一週間延長するものとします。ただし、修正内容及 び修正が軽微かつ容易なものであって、入札参加者の見積に重大な影響を及ぼさない と判断されるものについては入札日を延期しないこととします。

設計図書等を変更した場合の一般的な公告スケジュール

当初公告

1日目	水	公告	
2 日目	木		
3 日目	金		
4日目	土		
5日目	日		
6 日 目	月		
7日目	火		
8日目	水		
9 日目	木	参加申請期限	
10 日目	金		
11 日目	土		
12 日目	日		
13 日目	月	質問受付期限	
14 日目	火		
15 日目	水	最終回答期限	
16 月目	木	入札	

- ・設計図書等の変更が必要とされるものについては、最終回答期限日の午後3時までに再公告を行います。
- ・再入札日は1週間後とします。

設計図書等の変更があった場合

—————————————————————————————————————			
15 日目	水	変更回答・再公告	
16 日目	木		
17 日目	金	参加申請期限	
18 日目	土		
19 日目	日		
20 日目	月	質問受付期限	
21 日目	火		
22 日目	水	最終回答期限	
23 日目	木	入札	

4 設計図書等の優先順位

公告された設計図書等間で相違があった場合、案件ごとに特別な記載がある場合を 除き、優先順位は次のとおりとします。

- ① 質疑回答
- ② 共通仕様書、特記仕様書、施工条件明示書
- ③ 設計書
- ④ 数量計算書
- ⑤ 設計図面、位置図

 \Rightarrow